附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則等の一部を改正する省令（次条において「新規則」という。）別記第一号様式は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。次条において「改正法」という。）附則第十二条第四項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第三条　新規則別記第二号様式は、施行日以後に改正法附則第二十条第四項の規定により提出する申告書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

○国土交通省令第七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条の二並びに第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月七日

国土交通大臣　石井　啓一

第一条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

（昼間走行灯）

第三十四条の三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。

2　昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第四十三条の六の次に次の一条を加える。

（車両接近通報装置）

第四十三条の七　電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する車両接近通報装置を備えなければならない。ただし、走行中に内燃機関が常に作動する自動車にあつては、この限りでない。

第四十四条第六項中「装置は」の下に「、同項の障害物を確認でき、かつ」を加え、「ものとして」の下に「、当該鏡その他の装置による運転者の視野」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第五項の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第十二項中「第四十三条の六第二項」の下に「、第四十四条第一項若しくは第四項」を加える。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法施行規則の一部を次のように改正する。

第三十六条第十二項中「第四十三条の六第二項」の下に「、第四十三条の七」を加える。

（装置型式指定規則の一部改正）

第四条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち昼間走行灯

第五条第一項の表第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第八十七号

第五条第三項を削る。

第三号様式中

第二条第二十八号の後部上側端灯

を

第二条第二十八号の後部上側端灯 第二条第二十八号の二の昼間走行灯

に改める。

第五条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十号中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改め、同表第八十八号中「第三十四条の二第三項」の下に「、第三十四条の三第三項」を加え、同表第九十七号の次に次の一号を加える。

九十七の二　保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円

別表第一第百二十二号の次に次の一号を加える。

百二十二の二　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	十八万七千円

別表第二第三十四号中「並びに第四十四条第五項及び第六項」を削り、同表第五十九号中「第三十四条の二第三項」の下に「、第三十四条の三第三項」を加え、同表第六十七号の次に次の一号を加える。

六十七の二　保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、第三条の規定及び第五条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定（第百二十二号の次に一号を加える部分に限る。）は、平成二十八年十月八日から施行する。

告示

○農林水産省告示第千九百七十八号

牛乳乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）第三条第五項、第七条第二項及び第八条第四項の規定に基づき、平成十四年十二月二十日農林水産省告示第千八百八十五号（牛乳乳製品統計調査規則第三条第五項の農林水産大臣が定める乳製品等を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月三十一日から施行する。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

第一条中「、クリーム」の下に「、脱脂濃縮乳、濃縮乳」を加える。

第四条第二項中「、クリーム」の下に「、脱脂濃縮乳、濃縮乳」を加える。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。